

第4次計画体系

後期計画策定に向けて

社会状況等、目標ごとの評価と課題、アンケート調査結果からの課題

目標1. 男女共同参画の意識づくり	
基本方針(1)意識啓発の推進	
施策1	広報くさつ・市ホームページ等を通じた啓発
施策2	講演会や講座等の開催による学習機会の提供
施策3	男女共同参画に関する情報の収集・提供
施策4	男女共同参画の視点による表現媒体の点検
基本方針(2)教育の充実	
施策5	男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実
施策6	性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善
施策7	教職員における男女共同参画に関する意識の醸成
目標2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり	
基本方針(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	
施策8	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休業等の取得の推進
基本方針(4)多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実	
施策9	子育て支援の充実
施策10	ひとり親家庭への支援
施策11	高齢・障害者家庭への支援
目標3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	
基本方針(5)さまざまな課題・困難を抱える人々への支援	
施策12	相談体制の充実(女性総合相談)と周知
施策13	DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援
施策14	関係窓口・機関との連携強化
基本方針(6)性と健康の尊重	
施策15	性を理解・尊重するための教育、啓発
施策16	性を踏まえた健康づくりの支援
施策17	性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談
施策18	性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり
目標4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	
基本方針(7)男女共同参画の地域づくり	
施策19	コミュニティ活動における男女共同参画の促進
施策20	地域防災における男女共同参画の推進
施策21	草津市立男女共同参画センターの運営
基本方針(8)男性の家庭生活の参画促進	
施策22	男性の家事、育児、介護等への参画促進
基本方針(9)女性の活躍推進	
施策23	女性の活躍推進に向けた気運の醸成
施策24	女性の職業能力の開発と就業のための支援
施策25	市民活動団体および女性リーダーの育成
施策26	政策・方針決定の場への女性の参画促進

・男女共同参画推進条例の内容周知、性別役割分担意識など男女共同参画についての意識啓発が必要（資料5-III-①）
・「社会通念・慣習・しきたりなど」で「男性が優遇されている」と考える人の割合が高く意識啓発が必要（資料5-IV-①）
・性の多様性も含め教材の工夫等が必要（男女共同参画教育）（資料5-III-①）
・小学校段階からイメージできるよう職業講話の充実が必要（キャリア教育）（資料5-III-①）
・教職員の男女共同参画やハラスメントの意識を高め、組織全体の文化や風土改革が必要（資料5-III-①）
・育児介護休業法改正 男女ともに仕事をしながら育児・介護の両立を図ることが必要（資料5-II）
・男女問わず育児や介護休業を利用しやすい環境づくりが必要（資料5-IV-②）
・男性の積極的家庭生活参加のために、男性も育児や介護休業を取得しやすい環境にすることが必要（資料5-IV-③）
・生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、希望と現実の差が課題（資料5-IV-③）
・ワークライフバランス推進や職場環境づくりの継続した取り組みが必要（資料5-III-②）
・子育て支援や障害福祉サービスの充実、高齢福祉サービスの周知・啓発、継続した取り組みが必要（資料5-III-②）
・ <u>困難女性支援法施行 困難な問題を抱える女性について、自立に向けて、民間団体等の協働により早期から切れ目なく支援が必要（資料5-II）</u>
・セクシャリティを理由とした困難な問題や経験の見聞きに対する支援として、「気軽に相談できる窓口」が必要（資料5-IV-④）
・男女共同参画センター相談窓口の周知が必要（資料5-IV-④）
・困難な問題を抱える方と繋がれるよう継続して取り組む必要（資料5-III-③）
・デートDV防止教育等継続して取り組む必要（資料5-III-③）
・子宮頸がん、乳がん検診の受診勧奨等継続して取り組む必要（資料5-III-③）
・性暴力・ストーカー・セクハラ防止啓発等継続して取り組む必要（資料5-III-③）
・LGBT理解増進法施行 性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現が必要（資料5-II）
・草津市パートナーシップ宣誓制度開始による性の多様性への理解促進（資料5-II）
・性の多様性を踏まえた啓発・相談等継続して取り組む必要（資料5-III-③）
・地域活動等の男女共同参画促進の継続した取り組みが必要（資料5-III-④）
・男女共同参画の拠点となるよう周知・運営していく必要（資料5-III-④）
・交流の場や学習会の場が求められている（資料5-IV-⑤）
・男女が家事・育児・介護の分担が必要（資料5-IV-②）
・男性の家庭生活への参画促進について継続した取り組みが必要（資料5-III-④）
・女性活躍推進法の延長による女性活躍推進についての取り組みが必要（資料5-II）
・就業・起業支援、市の審議会等への女性の参画促進について継続した取り組みが必要（資料5-III-④）
・「政治分野」で「男性が優遇されている」と考える人の割合が高く、政治分野における女性の参画促進の啓発が必要（資料5-IV-①）
・政治分野における男女共同参画推進法の改正により政治分野において女性が立候補や活動しやすい環境整備についての啓発が必要（資料5-II）